	期間進行基準を採用した業務に係る分	—	—	期間進行基準を採用した業務は、上記業務達成基準を採用した業務以外の全ての業務である。 中期計画の予定どおりに本事業年度に実施すべき業務を実施し、対応する運営費交付金を収益化したため、運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額は無い。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	—	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
	計	187,979,540		

運営費交付金以外の国等からの財源措置の明細

施設費の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
熱源機器設備（東京国立近代美術館）	186,223,000	—	179,371,500	6,851,500	
空気調和設備（国立西洋美術館）	1,263,415,000	—	1,143,147,461	120,267,539	
土地購入（国立新美術館）	7,800,000,000	—	7,800,000,000	—	
計	9,249,638,000	—	9,122,518,961	127,119,039	

役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(408) 54,934	(2) 3	(—) 17,738	(—) 1
職員	(292,088) 921,282	(126) 120	(266) 117	(5) 1
合計	(292,496) 976,216	(128) 123	(266) 17,855	(5) 2

㈱1．常勤役員の報酬は俸給と諸手当からなり、俸給月額は理事長が994,000円で、理事が922,000円から994,000円までの範囲内で理事長が決定する額である。非常勤役員手当は月額17,000円である。常勤役員の退職手当は俸給月額を基準に業績評価、業務に対する貢献度等を勘案して決定される。

㈱2．常勤職員の給与は俸給と諸手当からなり、俸給については職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮され、給与法適用職員の例に準じて決定される。非常勤職員の給与は常勤職員の例に準じて決定される。

㈱3．職員の給与の支給人員数は、年間平均支給人員数である。

㈱4．非常勤の役員又は職員は、上段括弧書外数で記載してある。

セグメント情報

自平成20年４月１日　至平成21年３月31日

（単位：円）

Ⅰ　事業費用、事業収益及び事業損益

	東京国立近代美術館	京都国立近代美術館	国立西洋美術館	国立国際美術館	国立新美術館	計	法人本部	法人合計
事業費用								
業務費								
収集保管事業費	176,455,025	49,122,450	51,321,179	46,540,010	—	323,438,664	—	323,438,664
展覧事業費	503,737,430	197,577,536	213,819,361	204,834,124	740,843,924	1,860,812,375	—	1,860,812,375